**平成２４年（フ）第２４６７号**
福岡市西区今津4820―１　福岡視力障害センター内、住民票上の住所熊本県八代市郡築一番町72番地４
債務者　神田　貴史
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２４７４号**
福岡県春日市下白水北５丁目93番地サンシティ春日パークサイド502号
債務者　法川　笑子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２４７５号**
福岡市早良区重留１丁目４番18―１号
債務者　友岡　泰一
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２４９６号**
福岡市南区屋形原１丁目１番12号
債務者　坪井　信子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２５０２号**
福岡県朝倉郡筑前町二242番地15山家道アパート101号
債務者　笠木ツル代
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２５０４号**
福岡市南区大楠３丁目27番13号
債務者　今村　五月（旧姓安部）
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２５２７号**
福岡市早良区祖原３番14―502号
債務者　石田　美保
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１３号**
福岡市東区原田４丁目16番１号
債務者　前田　和子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１８号**
福岡市博多区千代３丁目51番２―201号
債務者　池富武年志
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２０号**
福岡県糸島市波多江駅北２丁目14番３―505号
債務者　我部　　進
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第４３号**
福岡市博多区板付４丁目４番36号
債務者　友岡　泰彦
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第５０号**
福岡県大野城市上大利３丁目12番35号ライオンズビル405号
債務者　木村　朱美
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第５４号**
福岡市南区大楠１丁目26番９―201号
債務者　根間　　昭
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第６８号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲384番地クオリス篠栗102号
債務者　中村麻衣子
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７１号**
福岡市城南区別府５丁目３番20―203号
債務者　矢船　紗織
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７５号**
福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目１番３号　山田住宅６号
債務者　藤本　法子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８０号**
福岡市博多区三筑２丁目１番41―210号
債務者　原　　政行
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８１号**
福岡県春日市下白水南６丁目85番地ケイエム企画内210号
債務者　梶原　良介
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部